

財団法人教友会寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は財団法人教友会という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を山形市小白川町一丁目13番27号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は教育に関する研究と活動を助長し、山形県教育文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 山形県教育文化に関する功労者の顕彰
2. 教育上の活動、研究に関する事業及び助成
3. 会館の運営
4. その他前条の目的達成に必要な事業

第3章 資産及び会計

(資 産)

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

1. 設立当初の財産目録に記載の財産
2. 資産から生ずる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金品
5. その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産はこれを基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する

- (1) 財産目録のうち基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定した寄付金
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事会の議決を経て会長が管理する。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産はこれを処分し又は担保に供してはならない。但しこの法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは理事会の議決を経、勝主務官庁の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て主務官庁に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(決算)

第11条 会長は会計年度終了後2ヶ月以内に決算書を作成し監事の監査を経て理事会の承認を受け主務官庁に報告しなければならない。

2. この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に繰り入れるか、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員・評議員及び職員

(役員)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- 理事 15名以上20名以内(内会長1名、副会長2名、常務理事3名)
監事 3名

(役員の選出)

第 1 4 条 理事及び監事は評議員会で選出する。

- 2 . 会長、副会長は評議員の互選とし、常務理事は理事会にはかり会長がこれを指名する。

(役員の任務)

第 1 5 条 会長はこの法人の会務を統理しこの法人を代表する。

- 2 . 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又はかけたときはその職務を代理する。
- 3 . 常務理事は理事会の決議に基づき業務の執行に当たる。
- 4 . 理事は理事会を組織してこの法人の業務を議決し執行する。
- 5 . 監事は民法第 5 9 条に定める職務を執行する。

(役員の任期)

第 1 6 条 役員の任期は 2 年とし再任は妨げない。

- 2 . 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 . 役員はその任期满了後でも後任者の就任するまではその職を行うものとする。
- 4 . 役員はこの法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事業のある場合にはその任期中といえども評議員会及び理事会の議決により、これを解任することができる。

(役員の給与)

第 1 7 条 常勤の役員は理事会の議決により有給とすることができる。

(評議員)

第 1 8 条 この法人には評議員 1 5 名以上 3 0 名以内を置く。

- 2 . 評議員は理事会に諮り会長これを任命する。
- 3 . 評議員の任期は第 1 6 条を準用する。
- 4 . 評議員は評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ会長に対し必要と認める事項について助言する。

(職員)

第 1 9 条 この法人の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

- 2 . 職員の任免は会長が行う。
- 3 . 職員は有給とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第20条 会議は理事会及び評議員会とする。

(会議の招集)

第21条 理事会は毎年2回会長が招集する。但し会長が必要と認めた場合または理事の3分の1以上から請求があったときは臨時に理事会を招集しなければならない。

2. 評議員会は毎年1回会長が招集する。但し会長が必要と認めた場合または評議員の3分の1以上から請求があった場合は臨時に招集しなければならない。
3. 理事会または評議員会を招集するときは、理事または評議員に対し会議の主要目的を示した文書をもって通知しなければならない。但し緊急を要する場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第22条 理事会の議長は会長とする。

2. 評議員会の議長はその都度評議員の中から選出する。

(会議の定足数)

第23条 理事会及び評議員会はそれぞれ理事または評議員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。但しあらかじめ書面により意思を表明したものは出席とみなす。

2. 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会への諮問事項)

第24条 理事会は次に掲げる事項については評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 収支予算及び収支決算に関する事項
2. 重要な財産の取得または処分に関する事項
3. その他理事会が必要と認めた事項

(議事録)

第25条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席代表2名以上が署名捺印の

上これを保存する。

第6章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

第26条 この寄付行為は理事会及び評議員会において理事及び評議員の3分の2以上の同意を得、且、主務官庁の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第27条 この法人の解散は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事現在数及び評議員の各4分の3以上の同意を経なければならない。

(残余財産の処分)

第28条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、且つ主務官庁の許可を受けてこの法人に類似の目的を有する公益団体に寄付するものとする。

第7章 補 則

(運営規則等)

第29条 この寄付行為の施行について必要な最速は理事会の議決を経て別に之を定める。

付 則

1. この寄付行為は主務官庁の設立許可の日から施行する。
2. この法人の当初の会計年度は第12条の規定にかかわらず昭和49年4月31日までとする。
3. この法人設立当初の役員は第14条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は昭和50年3月31日までとする。